

## 調査書並びに学習成績分布表及び個人成績一覧表の作成

調査書並びに学習成績分布表及び個人成績一覧表の作成に当たっては、各中学校において、校長を委員長とし、学年主任、学級担任等を委員とする作成委員会を組織し、次に示す調査書並びに学習成績分布表及び個人成績一覧表作成上の注意に従って厳正に作成しなければならない。

### 調査書作成上の注意

- 1 調査書の記入に当たっては、中学校生徒指導要録の「記入上の注意」を参考とする。
- 2 令和7年12月末日現在で作成し、校長証明欄の日付は1月以降とする。また、記入事項がない場合には記号「/」を記入するか、斜線（/）を引くか、又は「特記事項なし」と記入して、空欄は残さない。  
なお、パソコン、ゴム印等を用いてもよい。
- 3 受検番号の欄は、記入しない。
- 4 各項目の記入
  - (1) 学籍の記録  
平成・令和の別、入学・転入学・編入学の別、及び卒業見込み・卒業の別については、該当する文字を○で囲むこと。
  - (2) 教科の学習の記録  
ア 第1学年及び第2学年の教科の評定は、中学校生徒指導要録記載のものを転記する。  
イ 第3学年の教科の評定は、目標に準拠した5段階評価とし、必修教科（外国語については必修及び全ての生徒が共通に履修するもの）について、記入する。  
また、過年度卒業者については、中学校生徒指導要録記載のものを転記し、併せて、最近の転入学等のため転入学前の中学校等の評定による者については、その評定を記入し、それぞれその旨を備考の欄に記入する。  
なお、他都道府県からの志願者（埼玉県又は茨城県の本県隣接学区内の公立中学校に在籍する者を除く。）については、当該都道府県所定の段階と配分によったものを記入してもよい。ただし、その場合は、その旨を備考の欄に記入する。  
ウ 教科の評定の合計の欄には、各学年の各教科の評定の合計値を記入し、全学年の計の欄には、第1学年から第3学年までの各教科の評定の合計値を記入する。  
エ 備考の欄には、各教科について特記すべき事項があれば記入するものとし、各教科の評定に一つでも記号「/」又は斜線（/）の記入がある者については、その理由等を記入する。また、観点別学習状況の評価について特記すべき事項があれば記入する。
  - (3) 特別活動の記録  
項目ごとに、生徒の活動状況等で顕著な事実があれば記入する。
  - (4) 部活動等の記録  
活動期間の長いものから具体的に記入する。なお、それぞれ活動期間を（3年間）、（1～3年）などと記入する。また、大会等の成績についても記入する。
  - (5) 特記事項  
ア 取得資格、学校内外における奉仕活動、表彰を受けた行為や活動、運動能力測定の記録など、特記すべき事項があれば記入する。  
イ 編入学、就学猶予、原級留置に該当する場合はその旨と事由を、過年度卒業の場合は卒業後の状況を記入する。
- 5 中学校卒業後、5年を経過した者については、調査書に代えて卒業証明書を作成する。
- 6 過年度卒業者に調査書又は卒業証明書を作成する場合には、出願先及び応募資格を必ず確認すること。
- 7 志願者が調査書を高等学校へ提出する際には、厳封すること。ただし、中学校が調査書等を高等学校へ提出する際には、志願者ごとの厳封は不要とする。

**学習成績分布表作成上の注意**  
**(県内の公立中学校、隣接県協定の公立中学校のみ)**

- 1 学習成績分布表(様式2の(1))は、千葉県内の公立中学校に在籍している場合及び埼玉県又は茨城県の本県隣接学区内の公立中学校に在籍し、本県隣接県協定により出願する場合に作成する。ただし、特別支援学校の中学部を除く。
- 2 学習成績分布表は、卒業の見込みのない者、最近の転入学等のため転入学前の中学校等の評定による者及び特別支援学級の評価を受けた教科がある者を除いた第3学年に在籍する生徒のうち、中学校評定合計平均値に加えた生徒についての集計表である。

なお、各段階の百分率は、小数第1位まで(小数第2位を四捨五入)記入する。

また、中学校評定合計平均値の欄には、当該志願者の在籍する中学校の第3学年(義務教育学校にあっては、後期課程の第3学年)に在籍する生徒の調査書中の国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術・家庭及び外国語(外国語については必修及び全ての生徒が共通に履修するもの。)の評定の全学年の合計値の平均値を整数(小数第1位を四捨五入)で記入する。

**個人成績一覧表作成上の注意及び中学校評定合計平均値  
の事前確認(県内の公立中学校のみ)**

- 1 個人成績一覧表(様式2の(2))は、千葉県内の公立中学校(特別支援学校の中学部を除く。)のみ作成する。
- 2 個人成績一覧表における各教科の評定の記載は、**調査書作成上の注意**の4の(2)による。  
また、入学志願者の各教科の評定は、調査書中の各教科の評定と同じでなければならない。
- 3 個人成績一覧表は、卒業見込みのない者及び特別支援学級在籍者のうちで志願しない者を除いた第3学年に在籍する生徒全員(最近の転入学等のため転入学前の中学校等の評定による者及び特別支援学級在籍者のうちで志願する者を含む。)について記入する。
  - (1) 一覧表番号の欄には、表に記入されている者全員について、一連番号を記入する。
  - (2) 学級1枚としてもよい。
  - (3) 中学校評定合計平均値に加えた者については、教科の全学年の計の合計値を評定合計の欄に、また、中学校評定合計平均値に加えていない者については、教科の全学年の計の合計値を参考値の欄にそれぞれ記入する。
  - (4) 備考の欄には、中学校評定合計平均値に加えていない者について、その理由を記入する。
- 4 中学校の校長は、令和7年12月末日現在で作成した個人成績一覧表の電子データ(Microsoft®Excel®で作成)を、令和8年1月13日(火)までに教育事務所長(ただし、千葉市立の中学校については、千葉市教育委員会教育長)にパスワードをかけてメール又は校務支援システム等により提出する。提出方法については、各教育事務所又は千葉市教育委員会の指示に従うこと。
- 5 各教育事務所長及び千葉市教育委員会教育長は、管内又は管下の中学校について中学校評定合計平均値等を確認し、その結果を令和8年1月20日(火)までに各中学校の校長及び千葉県総合教育センター所長に報告する。
- 6 中学校の校長は、各教育事務所長又は千葉市教育委員会教育長の確認を受けた中学校評定合計平均値を学習成績分布表の所定の欄に記入する。

## 県立高等学校通学区域に関する規則

(昭和49. 8. 23教育委員会規則第9号)

(趣旨)

第1条 この規則は、県立の高等学校（以下「高等学校」という。）の通学区域（以下「学区」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(学区)

第2条 全日制の課程の普通科の学区は、千葉県立千葉女子高等学校及び千葉県立木更津東高等学校以外  
の高等学校にあつては別表のとおりとし、千葉県立千葉女子高等学校及び千葉県立木更津東高等学校に  
あつては県内全域とする。

2 全日制の課程の専門教育を主とする学科（専攻科を含む。）及び総合学科並びに定時制の課程の学区  
は、県内全域とする。

(入学の志願)

第3条 高等学校に入学しようとする者（以下「志願者」という。）は、次の各号に掲げる学区内の高等  
学校を志願しなければならない。

(1) 志願者及び保護者（親権者又は後見人をいう。）の居住する市町村が属し、かつ、志願者の在籍  
する中学校若しくは義務教育学校又は志願者の卒業した中学校若しくは義務教育学校の所在する  
市町村（以下「所在市町村」という。）が属する学区

(2) 前号に掲げる学区に隣接する学区

2 学校教育法（昭和22年法律第26号）第71条の規定により高等学校における教育と一貫した教育  
を行う中学校に在学する者であつて当該中学校における教育と一貫した教育を行う高等学校に入学  
しようとするものは、前項の規定にかかわらず、当該高等学校を志願することができる。

(転、編入学)

第4条 前条第1項の規定は、所在市町村に係る事項を除き、高等学校に転学又は編入学しようとする者  
に準用する。

(志願の特例)

第5条 前2条の規定により志願すべき高等学校を決めることができない者又は特にやむを得ない事情の  
ある者は、千葉県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）の承認を受けていずれかの学区内の高等  
学校を志願することができる。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は教育長が別に定めるものと  
する。

附 則 （抄）

(施行期日)

1 この規則は、昭和49年12月1日から施行する。

(公立高等学校通学区域に関する規則の廃止)

2 公立高等学校通学区域に関する規則（昭和31年千葉県教育委員会規則第20号）は、廃止する。

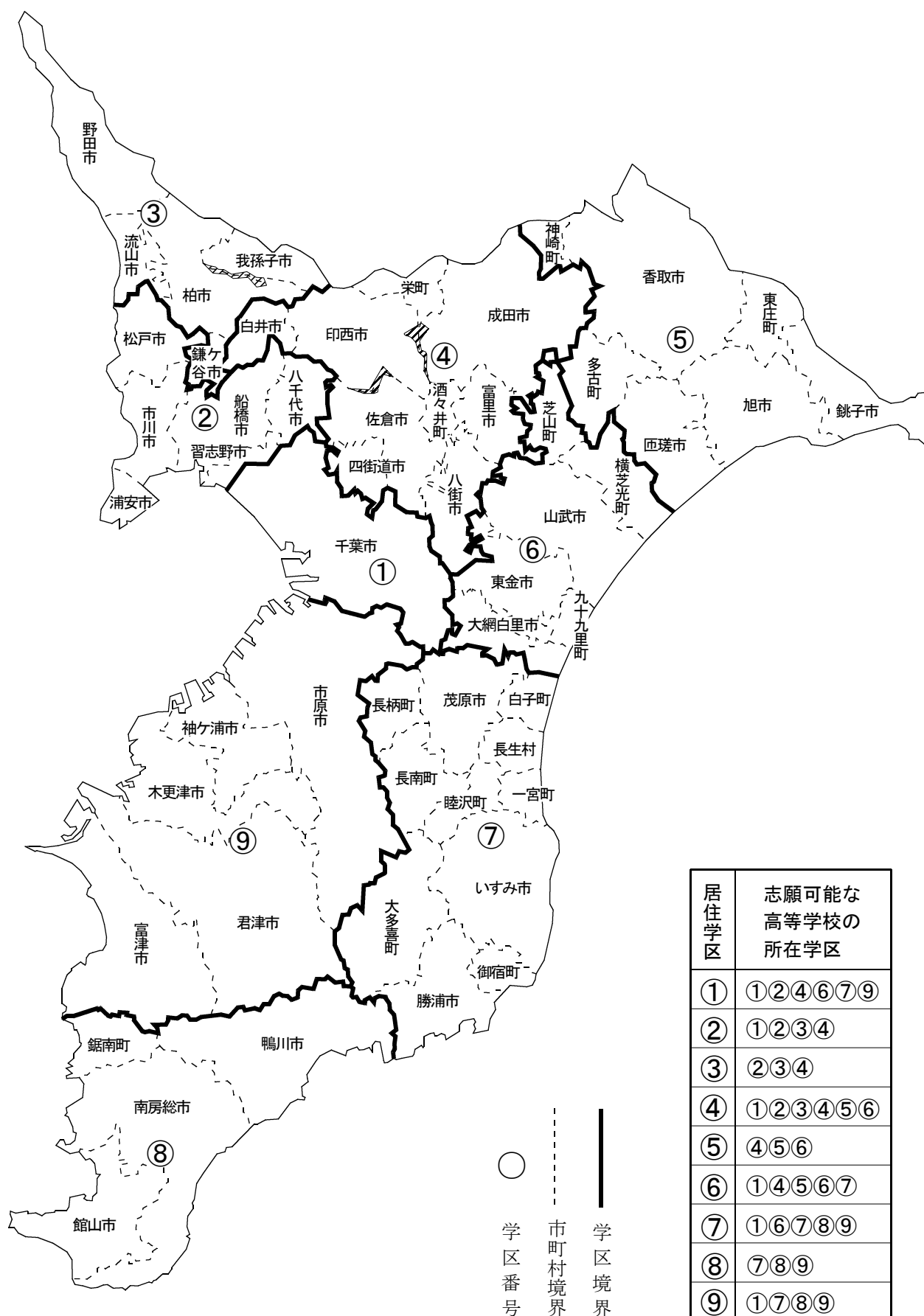
附 則（平成28年3月31日教育委員会規則第7号）

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

別表（第2条第1項）

| 番号 | 学区名  | 所 属 市 町 村 名                         |
|----|------|-------------------------------------|
| 1  | 第1学区 | 千葉市                                 |
| 2  | 第2学区 | 市川市 船橋市 松戸市 習志野市 八千代市 浦安市           |
| 3  | 第3学区 | 野田市 柏市 流山市 我孫子市 鎌ヶ谷市                |
| 4  | 第4学区 | 成田市 佐倉市 四街道市 八街市 印西市 白井市 富里市 印旛郡内全町 |
| 5  | 第5学区 | 銚子市 旭市 匝瑳市 香取市 香取郡内全町               |
| 6  | 第6学区 | 東金市 山武市 大網白里市 山武郡内全町                |
| 7  | 第7学区 | 茂原市 勝浦市 いすみ市 長生郡内全町村 夷隅郡内全町         |
| 8  | 第8学区 | 館山市 鴨川市 南房総市 安房郡内全町                 |
| 9  | 第9学区 | 木更津市 市原市 君津市 富津市 袖ヶ浦市               |

# 県立高等学校全日制の課程普通科通学区域図



## 千葉県県立高等学校入学志願の特例に関する規程

(昭和49.10.18教育委員会教育長告示第2号)、(最終改正 平成16.5.28教育委員会教育長告示第5号)  
(趣旨)

第1条 この告示は、県立高等学校通学区域に関する規則(昭和49年千葉県教育委員会規則第9号。以下「規則」という。)第6条の規定により、規則第5条の規定による志願の特例について必要な事項を定めるものとする。

(承認権限の委任)

第2条 千葉県教育委員会教育長(以下「教育長」という。)は、規則第5条に規定する承認の権限を入学の志願を受ける高等学校の校長に委任する。

(承認に係る手続)

第3条 前条に規定する高等学校の校長の承認を受けて入学を志願しようとする者は、次の各号に掲げる書類を入学願書に添えて当該校長に提出しなければならない。ただし、隣接県公立高等学校入学志願者取扱協定及び細部協定に基づき、埼玉県又は茨城県の本県隣接学区内から本県のそれぞれに隣接する学区内の高等学校を志願する場合は、この限りではない。

- (1) 当該高等学校を志願することのやむを得ない事情を証する在籍(出身)中学校長等の証明書
- (2) 入学後当該学区内から通学させる旨を証する保護者の誓約書
- (3) 千葉県公立高等学校入学者選抜実施要項に定める書類
- (4) その他当該校長が必要と認める書類

(承認の取消し)

第4条 校長は、前条の書類を提出して承認を受けた者が虚偽の方法により承認を受けたものであることが明らかになったときは、その承認を取り消すものとする。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

## 市立高等学校の通学区域に関する規則等

### 1 千葉市

#### (1) 千葉市立高等学校管理規則

(通学区域)

第3条の2 学校の通学区域は、次のとおりとする。

- (1) 普通科 千葉市内全域
- (2) 理数科及び国際教養科 千葉県内全域  
(入学の志願及び募集等)

第25条の2 学校に入学を志願することができる者は、普通科にあつては、本人及び保護者が本市に居住する者とし、理数科及び国際教養科にあつては、本人及び保護者が千葉県内に居住する者とする。

2 前項の規定により学校に入学を志願することができない者又は特にやむを得ない事情のある者は、当該学校の校長の承認を受けて学校に入学を志願することができる。

3 生徒の募集及び入学者の選抜の方法等については、この規則に定めるもののほか、毎年教育委員会が定め、あらかじめこれを告示する。

#### (2) 千葉市立高等学校等の入学志願の特例に係る手続に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、千葉市立高等学校管理規則（昭和39年千葉市教育委員会規則第5号。以下「高等学校規則」という。）第25条の2第2項の規定による千葉市立高等学校（以下「高等学校」という。）及び千葉市立中等教育学校管理規則（令和3年千葉市教育委員会規則第6号。以下「中等教育学校規則」という。）第31条第3項の規定による千葉市立稲毛国際中等教育学校（以下「中等教育学校」という。）の入学の志願の特例に係る手続について必要な事項を定めるものとする。

(承認に係る手続)

第2条 高等学校規則第25条の2第2項又は中等教育学校規則第31条第3項の規定により校長の承認を受けて高等学校又は中等教育学校に入学を志願しようとする者は、次の各号に掲げる書類を入学願書に添えて当該学校の校長に提出しなければならない。

- (1) 当該学校を志願することについてのやむを得ない事情を証する在籍（出身）中学校又は在籍小学校等の校長の証明書
- (2) 入学後は当該学校の通学区域内から通学させる旨を証する保護者の誓約書
- (3) 千葉市立千葉高等学校第1年次入学選抜要項又は千葉市立稲毛国際中等教育学校入学募集要項に定める書類
- (4) その他当該学校の校長が必要と認める書類

(承認の取消し)

第3条 校長は、前条の書類を提出して承認を受けた者が虚偽の方法により承認を受けたものであることが明らかになったときは、その承認を取り消すものとする。

附 則

この要綱は、令和6年8月1日から施行する。

### 2 習志野市

#### (1) 習志野市立高等学校通学区域に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、習志野市立高等学校（以下「市立高校」という。）の通学区域について必要な事項を定めるものとする。

(通学区域)

第2条 市立高校の通学区域は、次のとおりとする。

- (1) 普通科の通学区域は、習志野市、八千代市、船橋市、浦安市、市川市、松戸市、千葉市、野田市、柏市、流山市、我孫子市、鎌ヶ谷市、成田市、佐倉市、四街道市、八街市、印西市、白井市、富里市及び印旛郡内全町とする。
- (2) 商業科の通学区域は、県内全域とする。  
(入学の志願)

第3条 市立高校に入学（転入学及び編入学を含む。以下同じ。）を志願しようとする者は、本人及びその保護者（親権者又は後見人をいう。）が前条に規定する通学区域に居住する場合に入学の志願をすることができる。

（志願の特例）

第4条 前条に規定する以外の者で、やむを得ない事情のある者は、教育長の承認を受けて入学を志願することができる。

（委任）

第5条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則（抄）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行し、平成13年4月1日以後に入学する者から適用する。

## **(2) 習志野市立高等学校入学志願の特例に関する要綱**

（趣旨）

第1条 この要綱は、習志野市立高等学校通学区域に関する規則（平成12年教育委員会規則第16号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、入学志願の特例について必要な事項を定めるものとする。

（承認権限の委任）

第2条 教育長は、規則第4条に規定する承認の権限を習志野市立高等学校（以下「市立高校」という。）の校長に委任する。

（承認に係る手続）

第3条 前条に規定する市立高校の校長の承認を受けて入学を志願しようとする者は、次に掲げる書類を入学願書に添えて市立高校の校長に提出しなければならない。

(1) やむを得ない事情を証する在籍（出身）中学校長等の証明書

(2) 入学後、通学区域内から通学させる旨を証する保護者（学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条の保護者をいう。ただし、入学を志願しようとする者が成年に達している場合は、同条の保護者に準ずる者とする。）の誓約書

(3) 千葉県公立高等学校入学者選抜実施要項に定める書類

(4) その他市立高校の校長が必要と認める書類

（承認の取消し）

第4条 市立高校の校長は、前条の書類を提出して承認を受けた者が虚偽の方法により承認を受けた者であることが明らかになったときは、その承認を取り消すものとする。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

## **3 船橋市**

### **(1) 船橋市立高等学校の通学区域に関する規則**

（趣旨）

第1条 この規則は、船橋市立高等学校（以下「高等学校」という。）の通学区域（以下「学区」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（学区）

第2条 普通科の学区は、船橋市、市川市、松戸市、習志野市、八千代市、浦安市、千葉市、野田市、柏市、流山市、我孫子市、鎌ヶ谷市、成田市、佐倉市、四街道市、八街市、印西市、白井市及び富里市並びに印旛郡内全町全域とする。

2 商業科及び体育科の学区は、千葉県全域とする。

（入学の志願）

第3条 高等学校に入学を志願することのできる者は、本人及び保護者（親権者又は後見人をいう。以下同じ。）が学区内に居住し、かつ、本人が学区内に所在する中学校若しくは義務教育学校に在籍し、又はこれらを卒業したものとする。

（編入学）

第4条 高等学校に編入学を志願することのできる者は、本人及び保護者が学区内に居住しているものとする。

（志願の特例）

第5条 前2条の規定にかかわらず、教育長が特にやむを得ない事情があると認めた者は、高等学校を

志願することができる。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則 (平成28年3月31日教委規則第4号)

(施行期日)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第2条第1項の規定は、平成28年4月1日以降に入学を志願する者及び編入学を志願する者(学年による教育課程の区分を設けない課程(以下「単位制による課程」という。)に編入学を志願する者に限る。)に係る学区について適用し、この規則の施行の際現に在学している者、平成28年4月1日から平成29年3月31日までに入学する者及び平成28年4月1日以降に編入学を志願する者(単位制による課程に編入学を志願する者を除く。)に係る学区については、なお従前の例による。

## (2) 船橋市立高等学校入学志願の特例に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、船橋市立高等学校の通学区域に関する規則(平成12年教育委員会規則第3号。以下「規則」という。)第6条の規定に基づき、規則第5条の規定による志願の特例について必要な事項を定めるものとする。

(承認権限の委任)

第2条 教育長は、規則第5条に規定する承認の権限を船橋市立高等学校(以下「高等学校」という。)の校長に委任する。

(校長承認の申請手続)

第3条 前条の規定により高等学校の校長に入学志願の承認を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類を入学願書に添えて高等学校の校長に提出しなければならない。

- (1) 高等学校を志願することのやむを得ない事情を証する在籍(出身)中学校長等の証明書
- (2) 入学後、通学区域内から通学させる旨を証する保護者の誓約書
- (3) 千葉県公立高等学校入学者選抜実施要項の定める書類
- (4) その他高等学校の校長が必要と認める書類

(承認の取消し)

第4条 校長は、前条の書類を提出して承認を受けた者が、虚偽の方法により承認を受けたものであることが明らかになったときは、その承認を取り消すものとする。

附 則

この要綱は、平成16年9月1日から施行する。

## 4 松戸市

### (1) 松戸市立高等学校通学区域に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、松戸市立高等学校(以下「市立高校」という。)の通学区域について定めるものとする。

(通学区域)

第2条 市立高校の通学区域は、次のとおりとする。

- (1) 全日制の課程の普通科 松戸市、市川市、船橋市、習志野市、八千代市、浦安市、千葉市、野田市、柏市、流山市、我孫子市、鎌ヶ谷市、成田市、佐倉市、四街道市、八街市、印西市、白井市及び富里市並びに印旛郡内全町全域
- (2) 全日制の課程の国際人文科 県内全域

(入学の志願)

第3条 市立高校は、入学(転入学及び編入学を含む。以下同じ。)を志願しようとする者及びその保護者(親権者又は後見人をいう。)が前条に規定する通学区域に居住する場合に入学の志願をすることができる。ただし、特別な事情がある者は、教育長の承認を受けて入学を志願することができる。

(委任)

第4条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、教育長が別に定める。

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この規則は、平成31年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

### (経過措置)

- 2 この規則による改正後の松戸市立高等学校通学区域に関する規則第2条第1号の規定は、施行日以後に入学する者及び編入学（転入学を含む。以下同じ。）する者（学年による教育課程の区分を設けない課程（以下「単位制による課程」という。）に編入学する者に限る。）に係る通学区域について適用し、施行日において現に在学している者、施行日の前日までに入学する者及び施行日以後に編入学する者（単位制による課程に編入学する者を除く。）に係る通学区域については、なお従前の例による。

## (2) 松戸市立高等学校入学志願の特例に関する要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、松戸市立高等学校通学区域に関する規則（平成12年松戸市教育委員会規則第3号。以下「規則」という。）第3条ただし書の規定に基づき、志願の特例について必要な事項を定めるものとする。

### (承認権限の委任)

第2条 松戸市教育委員会教育長は、規則第3条ただし書に規定する承認の権限を入学の志願を受ける市立高等学校の校長に委任する。

### (承認手続)

第3条 前条に規定する高等学校の校長の承認を受けて入学を志願しようとする者は、次の各号に掲げる書類を入学願書に添えて当該校長に提出しなければならない。ただし、隣接県公立高等学校入学志願者取扱協定及び細部協定に基づき、埼玉県の前接学区内から松戸市立高等学校を志願する場合は、この限りでない。

- (1) 松戸市立高等学校（入学者選抜、転・編入学）志願証明書（第1号様式）
- (2) 誓約書（第2号様式）
- (3) 松戸市立高等学校入学者選抜要項に定める書類
- (4) その他当該校長が必要と認める書類

### (承認の取消し)

第4条 校長は、前条の書類を提出して承認を受けた者が虚偽の方法により承認を受けたものであることが明らかになったときは、その承認を取り消すものとする。

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この要綱は、平成30年7月13日より施行する。

### (経過措置)

- 2 この要綱による改正後の松戸市立高等学校入学志願の特例に関する要綱第3条第1号の規定は、施行日以後に入学する者及び編入学（転入学を含む。以下同じ。）する者（学年による教育課程の区分を設けない課程（以下「単位制による課程」という。）に編入学する者に限る。）に係る入学志願について適用し、施行日において現に在学している者、施行日の前日までに入学する者及び施行日以後に編入学する者（単位制による課程に編入学する者を除く。）に係る入学志願については、なお従前の例による。

## 5 柏市

### (1) 柏市立高等学校通学区域規則

#### (趣旨)

第1条 この規則は、柏市立高等学校（以下「市立高等学校」という。）の通学区域（以下「学区」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

#### (学区)

第2条 市立高等学校の学区は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 普通科 柏市、市川市、船橋市、松戸市、野田市、成田市、佐倉市、習志野市、流山市、八千代市、我孫子市、鎌ヶ谷市、浦安市、四街道市、八街市、印西市、白井市及び富里市並びに印旛郡内全町の区域
- (2) スポーツ科学科 千葉県全域

#### (入学の志願)

第3条 市立高等学校に入学しようとする者は、本人及び保護者（親権者又は後見人をいう。）が前条各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める学区内に居住する場合に限り、志願することができる。

(転入学等)

第4条 前条の規定は、市立高等学校に転入学し、又は編入学しようとする者に準用する。

(志願の特例)

第5条 前2条の規定により志願することができない者であって特にやむを得ない事情のあるものは、別に定めるところにより、教育長の承認を受けて志願することができる。

(委任)

第6条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

## (2) 柏市立高等学校入学志願の特例に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、柏市立高等学校通学区域規則(平成12年柏市教育委員会規則第6号。以下「規則」という。)第6条の規定により、第5条の規定による志願の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

(承認権限の委任)

第2条 柏市教育委員会教育長(以下「教育長」という。)は、規則第5条に規定する承認の権限を市立高等学校の校長に委任する。

(承認に係る手続き)

第3条 前条に規定する市立高等学校の校長の承認を受けて入学を志願しようとする者は、次の各号に掲げる書類を入学願書に添えて校長に提出しなければならない。ただし、隣接県公立高等学校入学志願者取扱協定及び細部協定に基づき、埼玉県又は茨城県の本県隣接学区内から柏市立高等学校を志願する場合は、この限りではない。

(1) 柏市立高等学校を志願することのやむを得ない事情を証する在籍(出身)中学校長の証明書

(2) 入学後当該学区内から通学させる旨を証する保護者の誓約書

(3) 千葉県公立高等学校入学者選抜実施要項に定める書類

(4) その他校長が必要と認める書類

2 校長は、前号の規定による書類の提出があったときは、入学願書の受理をもって志願を承認したものとする。

(承認の取消し)

第4条 校長は、前条の書類を提出して承認を受けた者が虚偽の方法により承認を受けたものであることが明らかになったときは、その承認を取り消すものとする。

(補則)

第5条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要領は、平成16年7月1日から施行する。

## 6 銚子市

### (1) 銚子市立高等学校の通学区域に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、本市が設置する高等学校(以下「高等学校」という。)の通学区域(以下「学区」という。)について定めるものとする。

(学区)

第2条 高等学校の普通科及び理数科の学区は、別表のとおりとする。

(入学等の志願)

第3条 高等学校に入学を志願することができる者は、次の各号の全てに該当する者とする。

(1) 本人及びその保護者(親権者又は後見人をいう。)が前条に規定する学区内に居住していること。

(2) 本人が前条に規定する学区内に所在する中学校に在籍し、又はこれを卒業したこと。

2 高等学校に転入学又は編入学を志願することができる者は、前項第1号に該当する者とする。

(志願の特例)

第4条 前条の規定にかかわらず、銚子市教育委員会教育長(以下「教育長」という。)が特にやむを得ない事情があると認めた者は、高等学校を志願することができる。

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、平成25年1月1日から施行する。

別表（第2条関係）

| 市                                                                                            | 町 | 村 | 名 |
|----------------------------------------------------------------------------------------------|---|---|---|
| 銚子市、成田市、佐倉市、東金市、旭市、四街道市、八街市、印西市、白井市、富里市、匝瑳市、香取市、山武市、大網白里市、酒々井町、栄町、神崎町、多古町、東庄町、九十九里町、芝山町、横芝光町 |   |   |   |

(2) 銚子市立高等学校入学志願の特例に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、銚子市立高等学校通学区域に関する規則(平成12年銚子市教育委員会規則第9号。以下「規則」という。)第5条の規定により、規則第4条の規定による志願の特例について必要な事項を定めるものとする。

(承認権限の委任)

第2条 銚子市教育委員会教育長は、規則第4条に規定する承認の権限を入学の志願を受ける銚子市立高等学校の校長(以下「校長」という。)に委任する。

(承認に係る手続)

第3条 前条の規定による校長の承認を受けて入学を志願しようとする者は、次の各号に掲げる書類を入学願書に添えて校長に提出しなければならない。ただし、隣接県公立高等学校入学志願者取扱協定及び細部協定に基づき、茨城県の本市隣接学区内から銚子市立高等学校を志願する場合は、この限りではない。

- (1) 銚子市立高等学校を志願することのやむを得ない事情を証する在籍(出身)中学校長等の証明書
- (2) 入学後、学区内から通学させる旨を証する保護者の誓約書
- (3) 千葉県公立高等学校入学者選抜実施要項に定める書類
- (4) その他校長が必要と認める書類

(承認の取消し)

第4条 校長は、前条の書類を提出して承認を受けた者が虚偽の方法により承認を受けたものであることが明らかになったときは、その承認を取り消すものとする。

附 則

この要綱は、平成23年7月1日から施行する。

## 他都道府県及び海外等からの入学志願手続の説明会

県立高等学校の全日制の課程又は定時制の課程を志願する者のうち、志願者及び保護者の居住する市町村と志願者が在籍する（卒業した）中学校の所在する市町村が同一学区内にない者、他の都道府県及び海外から志願する者は、「県立高等学校通学区域に関する規則」第5条及び「千葉県県立高等学校入学志願の特例に関する規程」第2条の規定により、志願する高等学校の校長の承認を受けなければなりません。

また、県立高等学校の通信制の課程を志願する者のうち、千葉県の区域内に住所を有しない者は、「県立高等学校通信教育規則」第13条の規定により、志願する高等学校の校長の承認を受けなければなりません。

なお、市立高等学校を志願する者は、当該市立高等学校の通学区域を定めた規則等が異なります。ついては、下の表のとおり入学志願手続の説明会を行います。詳細は、令和7年9月中旬に千葉県教育委員会ウェブページで発表する予定です。なお、この説明会に出席しなければ志願ができないということはありません。

### 留意事項

- 1 志願する高等学校の校長の承認を受けようとする者のうち、次の(1)から(3)に該当する者は、本説明会ではなく、在籍（出身）中学校において入学志願手続の説明を受けてください。また、(3)に該当する場合は、在籍中学校に資料を提供します。在籍中学校を通じて千葉県総合教育センター学力調査部に、連絡をしてください。
  - (1) 千葉県内の中学校から入学を志願する者
  - (2) 埼玉県及び茨城県の本県隣接学区内の中学校から入学を志願する者
  - (3) 千葉県内に一家転住することにより、入学を志願する者
- 2 入学志願手続について不明な点がある場合は、千葉県総合教育センター学力調査部にお問い合わせください。

### I 他都道府県及び海外等からの入学志願手続の説明会（Ⅱの対象者を除く。）

（千葉県教育委員会・千葉市教育委員会・市立高等学校を所管する市教育委員会）

| 区 分 | 日 時                                    | 場 所                        | 主な対象者                      |
|-----|----------------------------------------|----------------------------|----------------------------|
| 第1回 | 令和7年11月21日(金)<br>13:30～ 受付<br>14:00 開会 | 千葉県教育会館<br>新館 501会議室       | 他都道府県及び海外等からの<br>志願者又は保護者等 |
| 第2回 | 令和7年12月23日(火)<br>13:30～ 受付<br>14:00 開会 | 千葉県総合教育センター<br>メディア教育棟大ホール |                            |

### II 海外現地校出身者のための個別説明会（通訳が必要な者を含む。）

（千葉県教育委員会・千葉市教育委員会・市立高等学校を所管する市教育委員会）

| 区 分 | 日 時                          | 場 所                        | 主な対象者                                                                                                                                  |
|-----|------------------------------|----------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第1回 | 令和7年11月14日(金)<br>13:00～16:00 | 千葉県総合教育センター<br>本館7階        | 海外現地校出身の志願者（通訳<br>が必要な者を含む）又は保護者<br>等<br>※当日は、在留カード、外国に<br>おける当該生徒の在籍（出身）<br>中学校長が発行した第9学年の<br>修了証明書及び成績証明書等の<br>出願に必要な書類等を持参する<br>こと。 |
| 第2回 | 令和7年11月18日(火)<br>13:00～16:00 | 千葉県総合教育センター<br>メディア教育棟4階   |                                                                                                                                        |
| 第3回 | 令和7年12月15日(月)<br>13:00～16:00 | 千葉県総合教育センター<br>メディア教育棟大ホール |                                                                                                                                        |

## 学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）

第 95 条 学校教育法第 57 条の規定により、高等学校入学に関し、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 外国において、学校教育における 9 年の課程を修了した者
- (2) 文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (3) 文部科学大臣の指定した者
- (4) 就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定規則（昭和 41 年文部省令第 36 号）により、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認定された者
- (5) その他高等学校において、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

# 学校教育法施行規則第 9 5 条第 1 号又は第 4 号に該当する者が出願する場合の提出書類（県立高等学校を志願する場合）

注 市立高等学校を志願する場合は、当該市教育委員会が定めるところによる。

## 1 第 9 5 条第 1 号に該当する場合

| 書 類 等                 | 摘 要                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|-----------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1) 入学願書              | <p>I 一般入学者選抜（別紙 1）<br/> II 海外帰国生徒の特別入学者選抜（別紙 2）<br/> III 外国人の特別入学者選抜（別紙 2）<br/> IV 中国等帰国生徒の特別入学者選抜（別紙 2）<br/> V 成人の特別入学者選抜（別紙 3）<br/> VI 第 2 次募集（別紙 5）<br/> VII 地域連携アクティブスクールの入学者選抜（別紙 1、5）<br/> IX 秋季入学者選抜（別紙 6）<br/> I～VIII（VIIの「第 8 追加募集」を除く。）については、原則として、インターネット出願であるが、やむを得ない事情により、インターネット出願ができない場合には、千葉県教育委員会ウェブページから所定の用紙（別紙 1～3、5）を印刷する。また、IXについても、同様に所定の用紙（別紙 6）を印刷する。<br/> なお、検査料は、県立高等学校においては千葉県収入証紙により、市立高等学校においては当該市教育委員会が定める方法により、納付する。<br/> ※別紙 1～3、5 は、インターネット出願によらない場合のみ用いる。</p>                                                                                                                                                                                                                                                      |
| (2) 選抜ごとに必要な書類        | <p>I 志願理由書（様式 3 の(1)）、ただし、5 教科の学力検査を実施する三部制の定時制の課程を志願する場合は、志願理由書（様式 3 の(1)）、及び得点に倍率をかける教科の申告書（様式 2 4）（当該三部制の定時制の課程において、志願者が出願時に申告する 3 教科の得点にかけられる倍率を 1 倍と定めた場合を除く。）<br/> II 海外在住状況説明書（様式 6）<br/> III 外国人特別措置適用申請書（様式 7 の(2)）及び外国籍であることを証する書類<br/> IV 中国等帰国生徒特別措置適用申請書（様式 8）<br/> V 成人の特別入学者選抜志願申請書（様式 9）<br/> VI 誓約書（様式 1 6 又は 1 7）ただし、三部制の定時制の課程を志願する場合は、志願理由書（様式 3 の(1)）、及び誓約書（様式 1 6 又は 1 7）<br/> VII 志願理由書（様式 3 の(1)）、ただし、「第 2 第 2 次募集」に出願する場合は志願理由書（様式 3 の(1)）、及び誓約書（様式 1 6 又は 1 7）<br/> IX 志願理由書（様式 3 の(1)）<br/> ※ 1 I、VII、VIII及びIXの「志願理由書」は、志願する高等学校が提出を求める場合に提出する。<br/> ※ 2 IIIの「外国籍であることを証する書類」について、写しを提出する際は、1 1 月又は 1 2 月に実施される海外現地校出身者のための個別説明会（別記 5 8 2 ページ参照）にて、千葉県総合教育センター学力調査部の確認を受けたものとする。なお、確認が受けられない場合は、志願先の高等学校が原本を確認するものとする。</p> |
| (3) 選抜結果通知用封筒         | <p>VIIの「第 8 追加募集」及びIXに出願する場合のみ提出する。1 1 0 円切手（料金改定があったときは、改定後の料金の切手）を貼った定形（長形 3 号）の封筒に志願者の住所、氏名及び郵便番号を表記すること。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| (4) 自己申告書             | <p>障害又は病気、怪我等の状況について志願校に申告しようとする者は、所定の様式（様式 4）で作成し、提出することができる。また、原則として志願者本人が記入すること。<br/> 提出に当たっては、志願者の氏名を表記した封筒に入れ、封をした上で、志願する高等学校の校長に直接提出すること。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| (5) 誓約書               | <p>入学後当該学区内から通学させる旨を証する保護者の誓約書（様式 1 5）</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| (6) 修了証明書・成績証明書又はその写し | <p>外国における当該生徒の在籍（出身）中学校長が発行した第 9 学年の修了証明書及び成績証明書（成人の特別入学者選抜を志願する場合は、成績証明書の提出を必要としない。）<br/> 原則として、英語又は中国語で記載されたものとする。英語又は中国語で記載されたものを提出できない場合は、千葉県総合教育センター学力調査部まで問い合わせること。<br/> また、写しを提出する際は、上記 2)の※ 2 に準じる。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |

## 2 第95条第4号に該当する場合

| 書 類 等                                               | 摘 要                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|-----------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1) 入学願書<br><br>※別紙を用いる場合は、収入証紙貼付票・受検票・入学願書等受理証を含む。 | <p>I 一般入学者選抜（別紙1）<br/> II 海外帰国生徒の特別入学者選抜（別紙2）<br/> III 外国人の特別入学者選抜（別紙2）<br/> IV 中国等帰国生徒の特別入学者選抜（別紙2）<br/> V 成人の特別入学者選抜（別紙3）<br/> VI 第2次募集（別紙5）<br/> VII 地域連携アクティブスクールの入学者選抜（別紙1、5）<br/> IX 秋季入学者選抜（別紙6）</p> <p>I～VIII（VIIの「第8 追加募集」を除く。）については、原則、インターネット出願であるが、やむを得ない事情により、インターネット出願ができない場合には、千葉県教育委員会ウェブページから所定の用紙（別紙1～3、5）を印刷する。また、IXについても、同様に所定の用紙（別紙6）を印刷する。なお、検査料は、県立高等学校においては千葉県収入証紙により、市立高等学校においては当該市教育委員会が定める方法により、納付する。</p> <p>※別紙1～3、5は、インターネット出願によらない場合のみ用いる。</p>                                                       |
| (2) 選抜ごとに必要な書類                                      | <p>I 志願理由書（様式3の(1)）、ただし、5教科の学力検査を実施する三部制の定時制の課程を志願する場合は、志願理由書（様式3の(1)）、及び得点に倍率をかける教科の申告書（様式24）（当該三部制の定時制の課程において、志願者が出願時に申告する3教科の得点にかけられる倍率を1倍と定めた場合を除く。）<br/> II 海外在住状況説明書（様式6）<br/> III 外国人特別措置適用申請書（様式7の(2)）及び外国籍であることを証する書類<br/> IV 中国等帰国生徒特別措置適用申請書（様式8）<br/> V 成人の特別入学者選抜志願申請書（様式9）<br/> VI 誓約書（様式16又は17）ただし、三部制の定時制の課程を志願する場合は、志願理由書（様式3の(1)）、及び誓約書（様式16又は17）<br/> VII 志願理由書（様式3の(1)）、ただし、「第2 第2次募集」に出願する場合は志願理由書（様式3の(1)）、及び誓約書（様式16又は17）<br/> IX 志願理由書（様式3の(1)）</p> <p>※ I、VI、VII及びIXの「志願理由書」は、志願する高等学校が提出を求める場合に提出する。</p> |
| (3) 選抜結果通知用封筒                                       | VIIの「第8 追加募集」及びIXに出願する場合のみ提出する。110円切手（料金改定があったときは、改定後の料金の切手）を貼った定形（長形3号）の封筒に志願者の住所、氏名及び郵便番号を表記すること。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| (4) 自己申告書                                           | <p>障害又は病気、怪我等の状況について志願校に申告しようとする者は、所定の様式（様式4）で作成し、提出することができる。また、原則として志願者本人が記入すること。</p> <p>提出に当たっては、志願者の氏名を表記した封筒に入れ、封をした上で、志願する高等学校の校長に直接提出すること。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| (5) 誓約書                                             | 入学後当該学区内から通学させる旨を証する保護者の誓約書（様式15）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| (6) 中学校卒業程度認定証明書                                    | 文部科学省発行の中学校卒業程度認定証明書                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| (7) 調査書                                             | <p>文部科学省発行の調査書</p> <p>成人の特別入学者選抜を志願する場合は、調査書の提出を必要としない。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |

学校教育法施行規則第 9 5 条第 1 号又は第 4 号に該当する者が  
「X 通信制の課程の入学選抜」に出願する場合の提出書類

1 第 9 5 条第 1 号に該当する場合

| 書 類 等                                           | 摘 要                                                                                                                                                                                          |
|-------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1) 入学願書<br>※別紙を用いる場合は、収入証紙貼付票・受検票・入学願書等受理証を含む。 | 「第 1 一期入学選抜」及び「第 2 二期入学選抜」に出願する場合は、原則として、インターネット出願とする。やむを得ない事情によりインターネット出願ができない場合並びに「第 3 三期入学選抜」及び「第 4 四期（秋季入学）入学選抜」に出願する場合は、千葉県教育委員会ウェブページから所定の用紙（別紙 7）を印刷する。また、検査料 9 5 0 円は千葉県収入証紙により納付する。 |
| (2) 誓約書                                         | 「第 2 二期入学選抜」に出願する場合に提出する。<br>所定の様式（様式 1 6 又は 1 7）で作成すること。                                                                                                                                    |
| (3) 選抜結果通知用封筒                                   | 「第 3 三期入学選抜」及び「第 4 四期（秋季入学）入学選抜」に出願する場合に提出する。<br>1 1 0 円切手（料金改定があったときは、改定後の料金の切手）を貼った定形（長形 3 号）の封筒に志願者の住所、氏名及び郵便番号を表記すること。                                                                   |
| (4) 志願理由書                                       | 所定の様式（様式 3 の(1)）で作成すること。                                                                                                                                                                     |
| (5) 自己申告書                                       | 障害又は病気、怪我等の状況について志願校に申告しようとする者は、所定の様式（様式 4）で作成し、提出することができる。また、原則として志願者本人が記入すること。<br>提出に当たっては、志願者の氏名を表記した封筒に入れ、封をした上で、志願する高等学校の校長に直接提出すること。                                                   |
| (6) 誓約書                                         | 入学後千葉県の区域内に居住する旨等を証する保護者の誓約書（様式 1 5）                                                                                                                                                         |
| (7) 修了証明書・成績証明書又はその写し                           | 外国における当該生徒の在籍（出身）中学校長が発行した第 9 学年の修了証明書及び成績証明書。<br>原則として、英語又は中国語で記載されたものとする。英語又は中国語で記載されたものを提出できない場合は、千葉県総合教育センター学力調査部まで問い合わせること。<br>また、写しを提出する場合は、別記 7 の「1 第 9 5 条第 1 号に該当する場合」の(2)の※2に準じる。  |

2 第 9 5 条第 4 号に該当する場合

| 書 類 等                                           | 摘 要                                                                                                                                                                                          |
|-------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1) 入学願書<br>※別紙を用いる場合は、収入証紙貼付票・受検票・入学願書等受理証を含む。 | 「第 1 一期入学選抜」及び「第 2 二期入学選抜」に出願する場合は、原則として、インターネット出願とする。やむを得ない事情によりインターネット出願ができない場合並びに「第 3 三期入学選抜」及び「第 4 四期（秋季入学）入学選抜」に出願する場合は、千葉県教育委員会ウェブページから所定の用紙（別紙 7）を印刷する。また、検査料 9 5 0 円は千葉県収入証紙により納付する。 |
| (2) 誓約書                                         | 「第 2 二期入学選抜」に出願する場合に提出する。<br>所定の様式（様式 1 6 又は 1 7）で作成すること。                                                                                                                                    |
| (3) 選抜結果通知用封筒                                   | 「第 3 三期入学選抜」及び「第 4 四期（秋季入学）入学選抜」に出願する場合に提出する。<br>1 1 0 円切手（料金改定があったときは、改定後の料金の切手）を貼った定形（長形 3 号）の封筒に志願者の住所、氏名及び郵便番号を表記すること。                                                                   |
| (4) 志願理由書                                       | 所定の様式（様式 3 の(1)）で作成すること。                                                                                                                                                                     |
| (5) 自己申告書                                       | 障害又は病気、怪我等の状況について志願校に申告しようとする者は、所定の様式（様式 4）で作成し、提出することができる。また、原則として志願者本人が記入すること。<br>提出に当たっては、志願者の氏名を表記した封筒に入れ、封をした上で、志願する高等学校の校長に直接提出すること。                                                   |
| (6) 誓約書                                         | 入学後千葉県の区域内に居住する旨等を証する保護者の誓約書（様式 1 5）                                                                                                                                                         |
| (7) 中学校卒業程度認定証明書                                | 文部科学省発行の中学校卒業程度認定証明書                                                                                                                                                                         |
| (8) 調査書                                         | 文部科学省発行の調査書                                                                                                                                                                                  |

## 受検に係る特別配慮申請

障害又は病気、怪我等（以下「障害等」という。）のある志願者が各入学者選抜を受検するに当たって、特別な配慮が必要な場合の手続等は、次のとおりとする。

なお、障害等のある志願者の入学者選抜に当たっては、障害等があることにより、不利益な取扱いをすることのないよう十分に留意する。

- 1 障害等があることにより、特別な配慮が必要な志願者は、その内容について、在籍する中学校等を通じて、出願を検討している高等学校長に相談することができる。
- 2 受検に係る特別配慮申請書（様式 2 1）により、志願する高等学校の校長に申請することができる。ただし、土曜日、日曜日、祝日、年末年始及び学校閉庁日を除く。なお、各選抜の本検査では、原則として志願する入学者選抜の願書等の受付開始日の 1 週間前までに、その他第 2 次募集等の選抜では、志願する入学者選抜の願書等の受付開始日の前日までに行うこととする。
- 3 申請があった高等学校の校長は、志願者の在籍（出身）中学校等の校長と協議を行い、学力検査等の公正さが保たれ、かつ、実施可能な範囲において、適切な措置を講ずることができる。ただし、学校教育法施行規則第 9 5 条第 1 号又は第 4 号に該当する者については、原則として、協議を要さない。  
なお、協議は、申請日から願書等の受付期間の最終日までに行うこととする。
- 4 特別の配慮を講ずる必要があると認めた当該高等学校の校長は、受検に係る特別配慮通知書（様式 2 2）を願書等の受付後、検査等の実施日の前日までのできるだけ早い時期に当該志願者等へ原則として送付する。
- 5 このことに関連して、特別な事情がある場合には、高等学校の校長は当該教育委員会と協議する。
- 6 「Ⅰ 一般入学者選抜」、「Ⅱ 海外帰国生徒の特別入学者選抜」、「Ⅵ 連携型高等学校の特別入学者選抜」及び「Ⅷ 地域連携アクティブスクールの入学者選抜」の「第 1 地域連携アクティブスクールの入学者選抜」において、検査開始直後、10 分程度で実施する国語学力検査の聞き取り検査及び英語学力検査のリスニングテスト等、各高等学校で、校内放送施設を使って実施する全ての検査についての配慮申請（難聴のため、自席で日常使用している補聴器を使用して受検を希望する場合も含む。）も、上記 1～5 と同様とする。

## 別記 10

### 日本語指導が必要な者で学力検査問題等にルビ振りを必要とする志願者の配慮申請

入国後の在日期間又は帰国後の期間が3年以内の日本語指導が必要な者が、「Ⅰ 一般入学者選抜」、「Ⅱ 海外帰国生徒の特別入学者選抜」、「Ⅳ 中国等帰国生徒の特別入学者選抜」、「Ⅴ 成人の特別入学者選抜」、「Ⅵ 連携型高等学校の特別入学者選抜」、「Ⅶ 第2次募集」、「Ⅷ 地域連携アクティブスクールの入学者選抜」、「Ⅸ 秋季入学者選抜」及び「Ⅹ 通信制の課程の入学者選抜」において、学力検査問題等にルビ振りを申請する場合の手続等は、次のとおりとする。

なお、「入国後の在日期間又は帰国後の期間が3年以内」とは、原則として、入国又は帰国した日から令和8年2月2日(月)までに3年が経過していない場合をいう。また、「日本語指導が必要な者」とは、外国籍の者、外国籍であったが養子縁組や帰化等により日本国籍を得た者、海外現地校等で日本語の指導を十分に受けることができなかった海外帰国生徒等をいう。

- 1 日本語指導が必要な者で検査問題(学校設定検査の作文等を含む。)にルビ振りを必要とする志願者は、学力検査問題等のルビ振りに係る特別配慮申請書(様式23の(1)又は(2))及び外国籍であることを証する書類(在留カード、特別永住者証明書又はこれに代わる書類)により、志願する入学者選抜の願書等の受付開始日の1週間前までに志願する高等学校の校長に申請することができる。ただし、日本国籍の者については、外国籍であることを証する書類の提出は、必要としない。また、土曜日、日曜日、祝日、年末年始及び学校閉庁日を除く。
- 2 申請があった高等学校の校長は、志願者の在籍(出身)中学校等の校長と協議を行い、受検に係る特別配慮通知書(様式22)を願書等の受付後、検査等の実施日の前日までのできるだけ早い時期に当該志願者等へ送付する。ただし、学校教育法施行規則第95条第1号又は第4号に該当する者については、協議を要さない。

なお、協議は、申請日から願書等の受付期間の最終日までに行うこととする。

- 3 このことに関連して、特別な事情がある場合には、高等学校の校長は当該教育委員会と協議する。

## 別記 11

### 調査書及び学力検査等の結果の情報提供

「個人情報の保護に関する法律等に基づき千葉県教育委員会が取り扱う個人情報の保護に関する事務取扱要綱」第3の9に基づき、令和8年度千葉県公立高等学校入学者選抜で高等学校の校長に提出された調査書及び令和8年度千葉県公立高等学校入学者選抜の学力検査等の結果の情報提供を次のとおり実施する。なお、市立高等学校にあっては、当該市教育委員会の定めるところによる。

- 1 提供場所  
受検した高等学校
- 2 提供方法
  - (1) 調査書の閲覧及び写しの交付(複写機による。1枚10円)
  - (2) 学力検査の総合得点及び教科別得点の閲覧
  - (3) 学校独自問題による検査の総合得点及び教科別得点並びにその他の検査(思考力を問う問題による検査に限る。)の得点の閲覧
- 3 提供期間  
各入学者選抜の入学許可候補者発表日の翌日から1か月間(土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日は除く。)
  - (1) 調査書  
ア「Ⅰ 一般入学者選抜」、「Ⅱ 海外帰国生徒の特別入学者選抜」、「Ⅲ 外国人の特別入学者選抜」、「Ⅳ 中国等帰国生徒の特別入学者選抜」、「Ⅵ 連携型高等学校の特別入学者選抜」、「Ⅷ 地域連携アクティブスクールの入学者選抜」の「第1 地域連携アクティブスクールの入学者選抜」及び「Ⅹ 通信制の課程の入学者選抜」の「第1 一期入学者選抜」  
令和8年3月4日(水)から4月3日(金)まで

- イ 「Ⅶ 第2次募集」、「Ⅷ 地域連携アクティブスクールの入学者選抜」の「第2 第2次募集」及び「Ⅹ 通信制の課程の入学者選抜」の「第2 二期入学者選抜」

令和8年3月16日（月）から4月15日（水）まで

- ウ 「追加募集」

入学許可候補者発表日の翌日から1か月間

- エ 「Ⅹ 通信制の課程の入学者選抜」の「第3 三期入学者選抜」

令和8年4月14日（火）から5月13日（水）まで

- オ 「Ⅸ 秋季入学者選抜」

令和8年8月31日（月）から9月30日（水）まで

- カ 「Ⅹ 通信制の課程の入学者選抜」の「第4 四期（秋季入学）入学者選抜」

令和8年9月10日（木）から10月9日（金）まで

(2) 学力検査の総合得点及び教科別得点

「Ⅰ 一般入学者選抜」、「Ⅱ 海外帰国生徒の特別入学者選抜」、「Ⅵ 連携型高等学校の特別入学者選抜」及び「Ⅷ 地域連携アクティブスクールの入学者選抜」の「第1 地域連携アクティブスクールの入学者選抜」の学力検査の総合得点及び教科別得点

令和8年3月4日（水）から4月3日（金）まで

(3) 学校独自問題による検査の総合得点及び教科別得点並びにその他の検査（思考力を問う問題による検査に限る。）の得点

- ア 「Ⅰ 一般入学者選抜」及び「Ⅷ 地域連携アクティブスクールの入学者選抜」の「第1 地域連携アクティブスクールの入学者選抜」

令和8年3月4日（水）から4月3日（金）まで

- イ 「Ⅶ 第2次募集」

令和8年3月16日（月）から4月15日（水）まで

4 提供時間

- (1) 全日制の課程、三部制の定時制の課程（午前部・午後部）及び通信制の課程

午前9時から午後4時30分まで

- (2) 定時制の課程（三部制の定時制の課程（午前部・午後部）を除く。）

午後2時から午後7時まで

（ただし、学年末休業日及び学年始め休業日は午前9時から午後4時30分までとする。）

5 提供の申出の方法及び実施

- (1) 口頭により提供を申し出る。また、調査書の写しの提供を申し出る場合は、「写し等の交付申請書」に必要事項を記入し、提出する。

- (2) 申し出た者が受検した本人等であることの確認は、次のとおり行う。

- ア 申し出た者が受検した本人である場合には、高等学校の校長は、受検票等により、申し出た者が受検した本人であることを確認した後、提供を行う。

なお、受検票がない場合には、個人番号カード（表面）、運転免許証又は旅券等、官公庁（特殊法人を含む。）が発行する写真のはり付けられた書類等の提示を求めるものとする。

また、健康保険の被保険者証、国民年金手帳等の写真のはり付けられていない書類等の場合には、複数の書類等の提示を求めるものとする。

- イ 申し出た者が法定代理人である場合には、高等学校の校長は、申し出た者が受検した本人の承諾を得ているかを確かめた上で、受検票等を確認し、受検した本人であることを確認する場合と同様の書類等によって申し出た者が法定代理人本人であることを確認するほか、受検した本人が未成年者又は成年被後見人であること及び申し出た者が親権者若しくは未成年後見人又は成年後見人であることを明らかにする書類（提供の申出をする30日以内に作成された戸籍謄本や後見登記事項証明書等）の提示を求めるものとする。

※ 詳細については「個人情報の保護に関する法律等に基づき千葉県教育委員会が取り扱う個人情報の保護に関する事務取扱要綱」第3の3の(2)のア及びイを参照すること。

## 入学者選抜における選抜・評価方法及び学習成績分布表の公表

千葉県情報公開条例第26条及び第27条並びに県政情報の公表に関する要綱第4条第10号に基づき、令和8年度千葉県公立高等学校入学者選抜における高等学校の選抜・評価方法及び令和8年度千葉県公立高等学校入学者選抜で県教育長に提出された県内の公立中学校の学習成績分布表の公表を次のとおり実施する。

### 1 選抜・評価方法の公表

#### (1) 公表場所及び公表方法

千葉県文書館行政資料室

閲覧及び写しの交付（複写機による。1枚10円）

#### (2) 公表期間

ア 「Ⅰ 一般入学者選抜」

「Ⅱ 海外帰国生徒の特別入学者選抜」

「Ⅲ 外国人の特別入学者選抜」

「Ⅳ 中国等帰国生徒の特別入学者選抜」

「Ⅴ 成人の特別入学者選抜」

「Ⅵ 連携型高等学校の特別入学者選抜」

「Ⅶ 第2次募集」「追加募集」

「Ⅷ 地域連携アクティブスクールの入学者選抜」

「第1 地域連携アクティブスクールの入学者選抜」、「第2 第2次募集」

「Ⅹ 通信制の課程の入学者選抜」

「第1 一期入学者選抜」、「第2 二期入学者選抜」、「第3 三期入学者選抜」

令和8年7月1日（水）から令和10年3月31日（金）まで（日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、年末年始、館内整理日及び特別整理期間は除く。）

イ 「Ⅸ 秋季入学者選抜」及び「Ⅹ 通信制の課程の入学者選抜」の「第4 四期（秋季入学）入学者選抜」

令和8年11月2日（月）から令和10年3月31日（金）まで（日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、年末年始、館内整理日及び特別整理期間は除く。）

#### (3) 公表時間

午前9時から午後5時まで

### 2 学習成績分布表の公表

#### (1) 公表場所及び公表方法

ア 千葉県文書館行政資料室

閲覧及び写しの交付（複写機による。1枚10円）

イ 千葉県教育委員会のウェブページ

PDF形式で掲載

#### (2) 公表期間

ア 千葉県文書館行政資料室

令和8年7月1日（水）から令和10年3月31日（金）まで（日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、年末年始、館内整理日及び特別整理期間は除く。）

イ 千葉県教育委員会のウェブページ

令和8年7月1日（水）から令和9年6月30日（水）まで

#### (3) 公表時間

ア 千葉県文書館行政資料室

午前9時から午後5時まで

イ 千葉県教育委員会のウェブページ

サーバー稼働中は常時

## 入学者選抜における専門家委員への意見聴取制度

### 入学者選抜における専門家委員への意見聴取制度に関する要綱

(令和5年12月20日制定)

(目的)

- 第1条 この要綱は、学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第90条第1項の規定により、高等学校の入学を、入学者選抜に基づいて校長が許可することに関し、必要な事項を定めるものとする。
- 2 入学者選抜における専門家委員への意見聴取制度は、千葉県公立高等学校入学者選抜において、募集人員に満たない県立高等学校の校長が、より正確かつ適切な合否判定をするために、特に慎重に審議する必要があると判断した場合、選抜の資料等について、千葉県教育委員会が選定した外部の専門家(以下「専門家委員」という。)から意見聴取できるようにすることを目的とする。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
- (1) 募集人員に満たない県立高等学校  
入学者選抜において、志願者数が募集人員に満たない県立高等学校及び入学許可候補者数が募集人員に満たない可能性のある県立高等学校をいう。
- (2) 合否判定  
学校教育法施行規則第90条第1項の規定により、調査書その他必要な書類、選抜のための学力検査の成績等を資料として行う入学者の選抜に基づいて、校長が入学を許可すること又は不許可とすることをいう。
- (3) 意見聴取制度(以下「本制度」という。)  
入学者選抜の合否の判定過程において、調査書等の書類の審査、学力検査の成績及び学校設定検査の結果等の選抜の資料等について、専門家委員の意見を聴取する機会を設けることができることをいう。
- (4) 専門家委員  
別に定めた者の中から、千葉県教育委員会が選定したものをいう。

(対象)

- 第3条 本制度の対象となる高等学校の校長が必要であると判断した受検者又は千葉県教育委員会が必要であると判断した受検者とする。ただし、本制度の実施対象となることについて同意しない者を除く。

(時期)

- 第4条 本制度により意見聴取を実施する時期は、次の各号とする。

- (1) 当該選抜の検査実施後から判定会議前日まで  
(2) 当該選抜の入学許可候補者の発表から1週間

(聴取した意見の取扱い)

- 第5条 専門家委員から意見聴取した校長は、当該意見を参考とし、改めて判定に必要な資料の内容を検討することとする。

(公開)

- 第6条 本制度を実施した学校名、対象者氏名、専門家委員の氏名、学校から専門家委員に提示した資料、専門家委員から聴取した意見については、全て非公開とする。

(秘密の保持)

- 第7条 この要綱の実施に関する事務に従事する職員(専門家委員を含む。)又はその職にあった者は、本制度に関して職務上知ることのできた秘密を漏らしてならない。

(補則)

- 第8条 この要綱に定めるもののほか、本制度について必要な事項は、教育振興部学習指導課長が別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年1月1日から施行する。

## 実施要領

(令和5. 12. 20千葉県教育庁教育振興部学習指導課制定)

### 第1 目的

入学者選抜における専門家委員への意見聴取制度に関する要綱（以下「要綱」という。）で定める入学者選抜における専門家委員への意見聴取制度（以下「本制度」という。）の実施については、要綱に定めるところによるほか、本実施要領に定めるところによるものとする。

### 第2 専門家委員及びその任期

専門家委員は、医師、大学教授、社会福祉士、青少年センター職員、国際交流センター職員等から、千葉県教育委員会が選定する。

任期は、1年とする。

### 第3 対象となる学校

- 1 志願者数が募集人員に満たない県立高等学校
- 2 志願者数は募集人員を満たしているが、入学許可候補者数が募集人員に満たなくなる可能性のある県立高等学校

### 第4 制度の同意

要綱第3条の同意しない者とは、入学願書の当該箇所において、本制度の実施対象となることについて不同意を表明した者をいう。

### 第5 実施時期

意見聴取できる時期は、以下に示す選抜の検査実施後から判定会議前日まで及び入学許可候補者の発表から1週間とする。

- 1 本検査（追検査）、第2次募集、追加募集
- 2 通信制の課程の三期入学者選抜、四期（秋季入学）入学者選抜
- 3 三部制の定時制の課程の秋季入学者選抜

### 第6 実施方法

- 1 校長が実施対象受検者を教育振興部学習指導課長（以下、「課長」という。）に電話で報告する。
- 2 報告内容により課長が専門家委員を選定する。
- 3 校長が資料を示し、専門家委員から意見聴取する。  
なお、意見聴取は、原則対面とし、状況によりオンラインでの意見聴取も認める。
- 4 校長が専門家委員からの意見も参考に判定会議の内容を踏まえ合否判定する（入学許可候補者の発表後に意見聴取した場合は、合否について再判定する。）。)

### 第7 専門家委員への提示資料

提示できる資料は、次の1～5とし、いずれも受検者の受検番号、氏名、中学校名及び住所等の個人情報黒塗りする。

- 1 調査書等の出願書類
- 2 受検者が志願する高等学校の校長に申請した書類
- 3 学力検査の成績
- 4 学校設定検査（面接、作文等）の結果
- 5 その他、当該高等学校の校長、県教育委員会及び専門家委員が必要と認めた書類等

### 第8 意見聴取する内容

- 1 資料に対する意見
- 2 学校生活における必要な支援に関する意見

### 第9 校長の責務

- 1 本制度の同意の有無を入学者選抜の合否判定に影響させてはならない。
- 2 専門家委員から意見聴取する際、専門家委員に受検者の受検番号、氏名、中学校名及び住所等の個人情報を伝えてはならない。
- 3 専門家委員から聴取した意見を当該受検者・保護者を含め他者に伝えてはならない。  
ただし、当該校における選抜に関わる教職員等は除く。
- 4 入学許可候補者数が募集人員に満たなかった学校において、入学許可候補者とならなかった者及びその保護者から、その理由について説明を求められた際、専門家委員への意見聴取の実施の有無について伝えること。

ただし、意見聴取した相手、内容等については伝えてはならない。

附則

(施行期日)

- 1 この実施要領は、令和6年1月1日から施行する。

附則

この実施要領は、令和6年9月11日から施行する。

# 本検査 インターネット出願の流れ（中学校に在籍している志願者） ◎ 中学校が行うこと



【志願者情報登録・入学検査料納付期間】  
令和8年1月13日（火）～2月2日（月）

【出願書類等提出期間】  
令和8年2月3日（火）～2月5日（木） 正午

（注1）（注2）千葉県内の公立中学校及び茨城県・埼玉県の隣接県協定に基づく隣接学区内の関係中学校のみ。  
（注2）承認処理のない中学校に在籍している場合は、志願者情報登録後、納付に進むことができるが、納付前に必ず中学校の先生に申込内容を確認してもらうこと。

## 本検査 インターネット出願の流れ（中学校に在籍していない志願者）

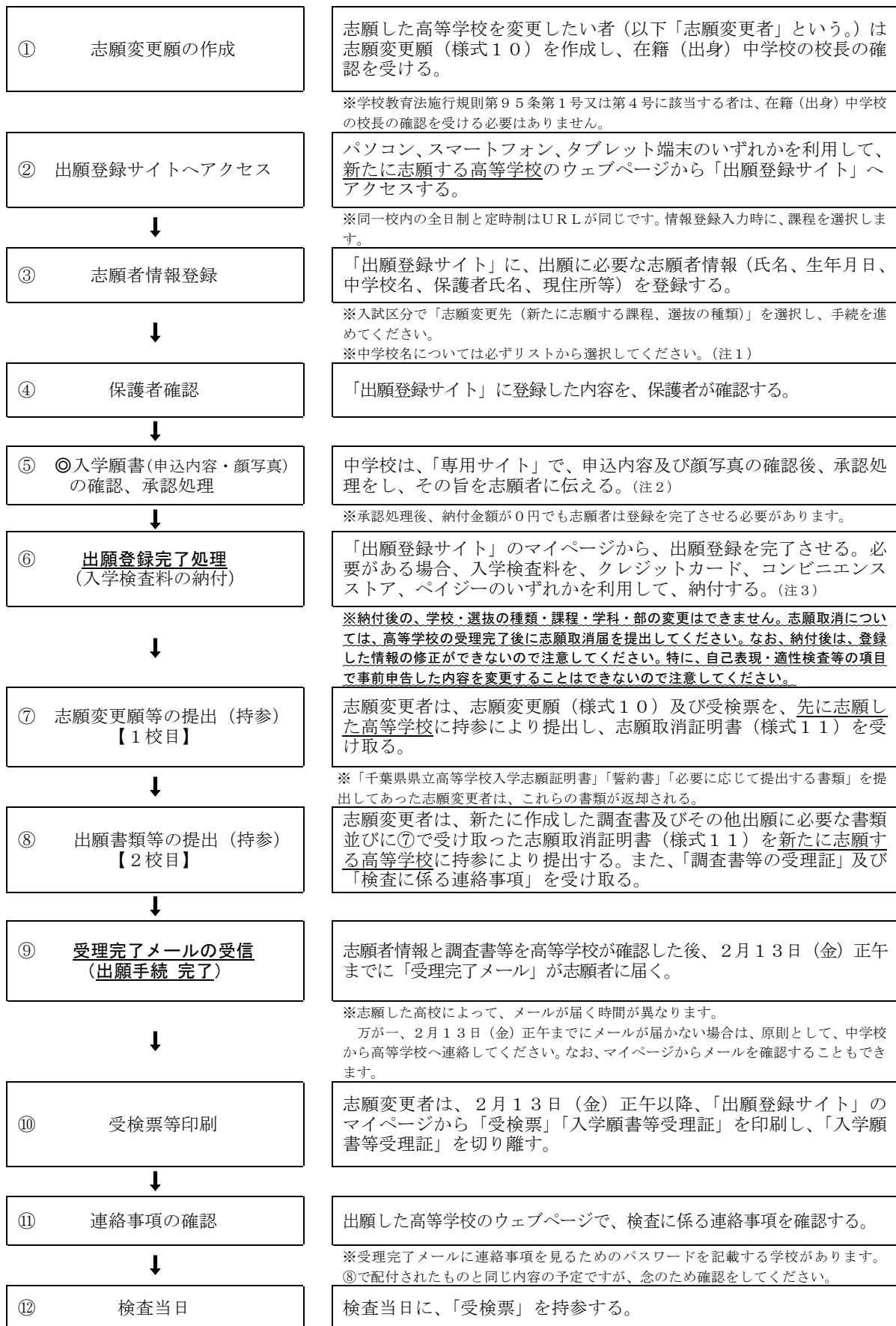


【志願者情報登録・入学検査料納付期間】  
令和 8 年 1 月 13 日（火）～ 2 月 2 日（月）

【出願書類等提出期間】  
令和 8 年 2 月 3 日（火）～ 2 月 5 日（木） 正午

## 本検査 志願変更の流れ

◎ 中学校が行うこと



【志願者情報登録・入学検査料納付期間】  
令和8年2月7日（土）～2月12日（木）午後4時  
※期限が2月12日（木）午後4時までとなっていますが、下の出願書類等提出期間に、出願書類等を高等学校に提出しなければ、志願変更手続は完了しません。

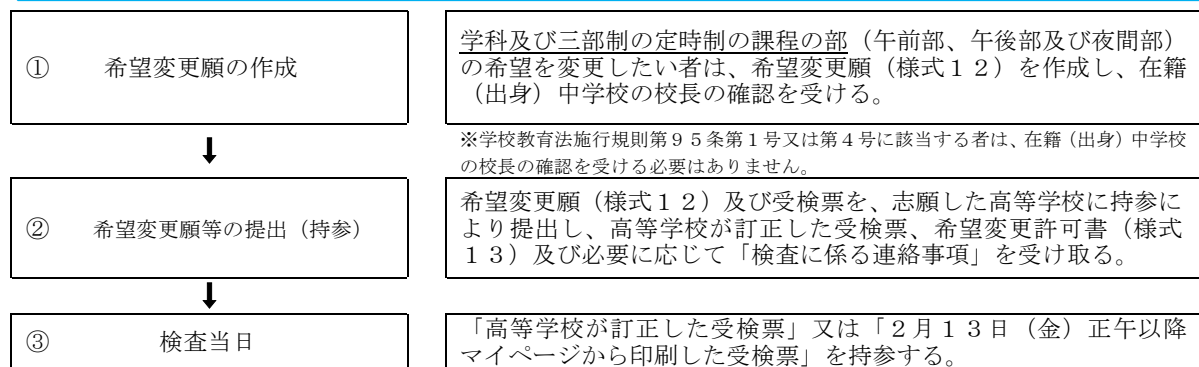
【出願書類等提出期間】  
令和8年2月10日（火）及び2月12日（木）午後4時

（注1）（注2）千葉県内の公立中学校及び茨城県・埼玉県の隣接県協定に基づく隣接学区内の関係中学校のみ。

（注2）承認処理のない中学校に在籍している場合は、志願者情報登録後、納付に進むことができるが、納付前に必ず中学校の先生に申込内容を確認してもらうこと。現在中学校に在籍していない場合は、志願者情報登録後、納付に進むことができるので手続を進めること。

（注3）実施要項5ページ(ウ)の表のとおり、必要がある場合は、入学検査料を納付する。

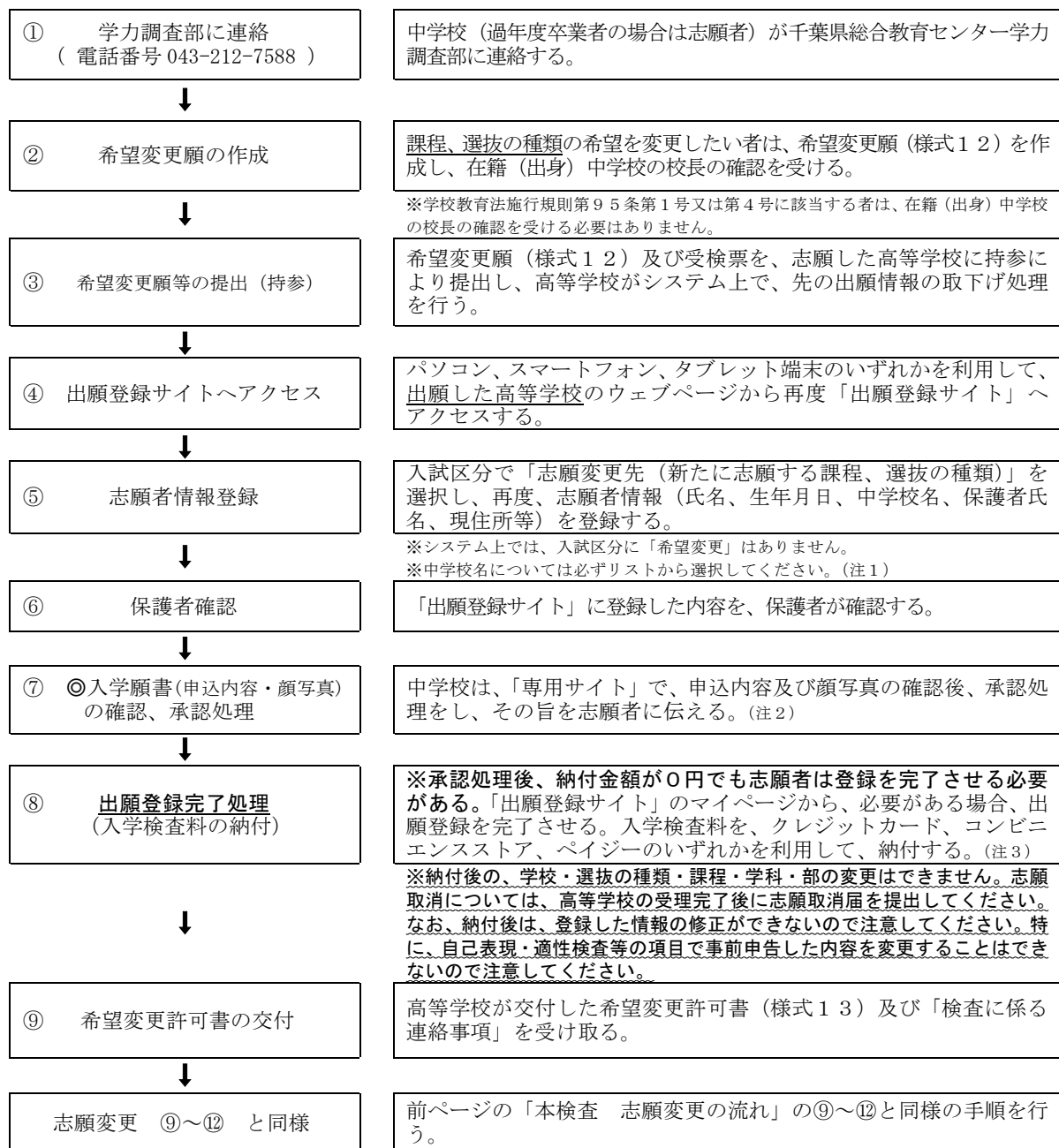
## 本検査 希望変更の流れ（学科、部の変更）※志願者はシステム上では手続をしない。



【出願書類等提出期間】  
令和8年2月10日（火）及び  
2月12日（木）午後4時

## 本検査 希望変更の流れ（課程、選抜の種類の変更）

◎ 中学校が行うこと



【出願書類等提出期間】  
令和8年2月10日（火）及び  
2月12日（木）午後4時

【志願者情報登録・入学検査料納付期間】  
③で高等学校がシステム上で処理した後、2月12日（木）午後4時  
※希望変更を提出したとしても、2月12日（木）午後4時までに志願者情報登録・入学検査料納付をしなければ、希望変更手続（課程、選抜の種類）は完了しません。

（注1）（注2）千葉県内の公立中学校及び茨城県・埼玉県との隣接学区内に基づく隣接学区内の関係中学校のみ。

（注2）承認処理のない中学校に在籍している場合は、志願者情報登録後、納付に進むことができるが、納付前に必ず中学校の先生に申込内容を確認してもらうこと。現在中学校に在籍していない場合は、志願者情報登録後、納付に進むことができるので手続を進めること。

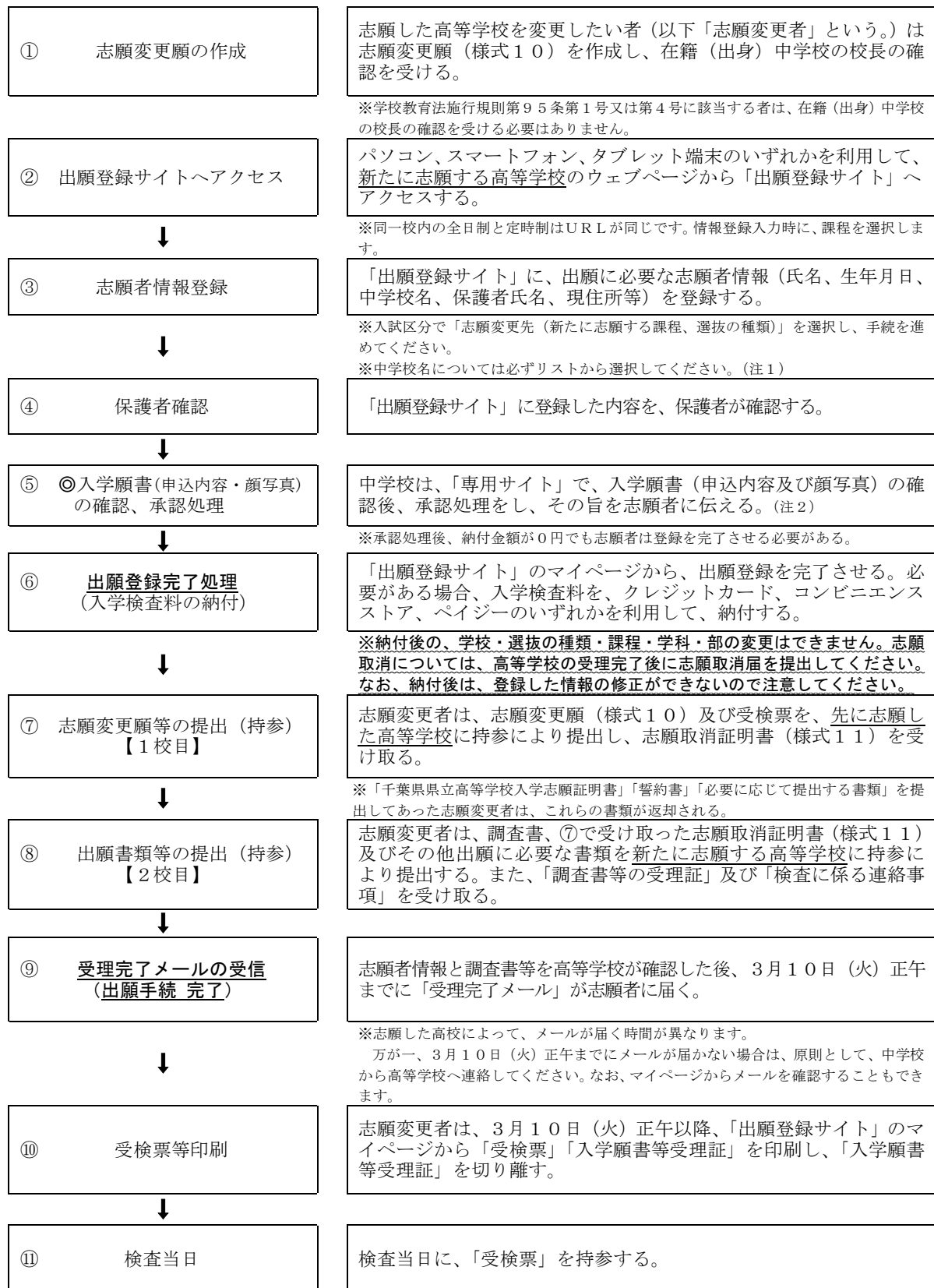
（注3）実施要項5ページ(ウ)の表のとおり、必要がある場合は、入学検査料を納付する。



【志願者情報登録・入学検査料納付期間】  
令和8年3月3日（火）午後4時～3月5日（木）

【出願書類等提出期間（持参による）】  
令和8年3月6日（金）

（注）千葉県内の公立中学校及び茨城県・埼玉県との隣接県協定に基づく隣接学区内の関係中学校のみ。承認処理のない中学校に在籍している場合は、志願者情報入力後、納付に進むことができるが、納付前に必ず中学校の先生に申込内容を確認してもらうこと。



【志願者情報登録・入学検査料納付期間】  
令和8年3月6日（金）午後6時～3月9日（月）午後4時30分  
※期限が3月9日（月）午後4時30分までとなっていますが、下の出願書類等提出日に、出願書類等を高等学校に提出しなければ、志願変更手続は完了しません。

【出願書類等提出日】  
令和8年3月9日（月）午前9時～午後4時30分

（注1）（注2）千葉県内の公立中学校及び茨城県・埼玉県との隣接県協定に基づく隣接学区内の関係中学校のみ。

（注2）承認処理のない中学校に在籍している場合は、志願者情報登録後、納付に進むことができるが、納付前に必ず中学校の先生に申込内容を確認してもらうこと。現在中学校に在籍していない場合は、志願者情報登録後、納付に進むことができるので手続を進めること。

（注3）実施要項5ページ(ウ)の表のとおり、必要がある場合は、入学検査料を納付する。

## 第2次募集 希望変更の流れ（学科、部の変更）※志願者はシステム上では手続をしない。

|                 |                                                                                                                                              |
|-----------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ① 希望変更願の作成      | 学科及び三部制の定時制の課程の部（午前部、午後部及び夜間部）の希望を変更したい者は、希望変更願（様式12）を作成し、在籍（出身）中学校の校長の確認を受ける。<br>※学校教育法施行規則第95条第1号又は第4号に該当する者は、在籍（出身）中学校の校長の確認を受ける必要はありません。 |
| ② 希望変更願等の提出（持参） | 希望変更願（様式12）及び受検票を、志願した高等学校に持参により提出し、高等学校が訂正した受検票、希望変更許可書（様式13）及び「検査に係る連絡事項」を受け取る。                                                            |
| ③ 検査当日          | 「高等学校が訂正した受検票」又は「3月10日（火）正午以降マイページから印刷した受検票」を持参する。                                                                                           |

【出願書類等提出日】  
令和8年3月9日（月）  
午前9時～午後4時30分

## 第2次募集 希望変更の流れ（課程の変更）◎ 中学校が行うこと

|                                   |                                                                                                                                                                                                    |
|-----------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ① 学力調査部に連絡<br>（電話番号 043-212-7588） | 中学校（過年度卒業者の場合は志願者）が千葉県総合教育センター学力調査部に連絡する。                                                                                                                                                          |
| ② 希望変更願の作成                        | 課程の希望を変更したい者は、希望変更願（様式12）を作成し、在籍（出身）中学校の校長の確認を受ける。<br>※学校教育法施行規則第95条第1号又は第4号に該当する者は、在籍（出身）中学校の校長の確認を受ける必要はありません。                                                                                   |
| ③ 希望変更願等の提出（持参）                   | 希望変更願（様式12）及び受検票を、志願した高等学校に持参により提出し、高等学校がシステム上で、先の出願情報の取下げ処理を行う。                                                                                                                                   |
| ④ 出願登録サイトへアクセス                    | パソコン、スマートフォン、タブレット端末のいずれかを利用して、 <u>出願した高等学校のウェブページから再度「出願登録サイト」へアクセスする。</u>                                                                                                                        |
| ⑤ 志願者情報登録                         | 入試区分で「志願変更先（新たに志願する課程、選抜の種類）」を選択し、再度、志願者情報（氏名、生年月日、中学校名、保護者氏名、現住所等）を登録する。<br>※システム上では、入試区分に「希望変更」はありません。<br>※中学校名については必ずリストから選択してください。（注1）                                                         |
| ⑥ 保護者確認                           | 「出願登録サイト」に登録した内容を、保護者が確認する。                                                                                                                                                                        |
| ⑦ ◎入学願書（申込内容・顔写真）の確認、承認処理         | 中学校は、「専用サイト」で、入学願書（申込内容及び顔写真）の確認後、承認処理をし、その旨を志願者に伝える。（注2）<br>※承認処理後、納付金額が0円でも志願者は登録を完了させる必要がある。                                                                                                    |
| ⑧ <u>出願登録完了処理</u><br>（入学検査料の納付）   | 「出願登録サイト」のマイページから、出願登録を完了させる。必要がある場合、入学検査料を、クレジットカード、コンビニエンスストア、ペイジーのいずれかを利用して、納付する。（注3）<br><u>※納付後の、学校・課程・学科・部の変更はできません。志願取消については、高等学校の受理完了後に志願取消届を提出してください。なお、納付後は、登録した情報の修正ができないので注意してください。</u> |
| ⑨ 希望変更許可書の交付                      | 高等学校が交付した「希望変更許可書（様式13）」及び「検査に係る連絡事項」を受け取る。                                                                                                                                                        |
| 志願変更 ⑨～⑪ と同様                      | 前ページの「第2次募集・通信制二期 志願変更の流れ」の⑨～⑪と同様の手続を行う。                                                                                                                                                           |

【出願書類等提出・志願者情報登録・入学検査料納付日】  
③で高等学校がシステム上で処理した後、令和8年3月9日（月）午後4時30分  
※希望変更願を提出したとしても、3月9日（月）午後4時30分までに志願者情報登録・入学検査料納付をしなければ、希望変更手続（課程、選抜の種類）は完了しません。

（注1）（注2）千葉県内の公立中学校及び茨城県・埼玉県の隣接県協定に基づく隣接学区内の関係中学校のみ。

（注2）承認処理のない中学校に在籍している場合は、志願者情報登録後、納付に進むことができるが、納付前に必ず中学校の先生に申込内容を確認してもらうこと。現在中学校に在籍していない場合は、志願者情報登録後、納付に進むことができるので手続を進めること。

（注3）実施要項5ページ（ウ）の表のとおり、必要がある場合は、入学検査料を納付する。